

議案第44号

町長の給料の特例に関する条例の制定について

町長の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年7月29日提出

日野町長 景山 享弘

町長の給料の特例に関する条例

平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの間における町長の給料月額、町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例第 2 条に規定する給料月額から当該給料月額に 10 分の 2 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。